

ih 飯塚病院 「患者のみなさまの権利宣言」

宗教上の理由により輸血を拒否する患者さんへ

私どもの病院では、診療を受ける事を目的で当院に来られ、宗教上の理由により輸血を拒否される患者さんに対し、以下のような取り決めに致しておりますので、ご承知おきください。

1. 宗教上の理由により輸血を拒否する患者さんの診療に当たっては、他の患者さん同様、区別することなく、ましてその診療を拒否するものではありません。
2. 基本的に「輸血を含む臓器の移植を受けない。」という信仰の自由を尊重するものであります。
3. しかし、輸血を行わないことにより多くの危険が予測される場合は、輸血の必要性及び輸血を行わないことで生じうる事態について、十分かつ丁寧に説明します。
4. そして、万一やむをえない救急の事態（輸血以外に救命手段がない事態）に至った場合には、人命尊重のために輸血を行わせていただきます。（相対的無輸血）
5. 以上の取り決めに例外はございません。

以上

2008年4月1日

2014年6月27日一部改訂

飯塚病院 院長 増本 陽秀

この内容に関するお問い合わせは、当院『患者さん相談室（がん相談支援センター）』にて承ります。